

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月30日
【会社名】	株式会社AlbaLink
【英訳名】	AlbaLink Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 河田 憲二
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場二丁目17番16号
【電話番号】	03-6458-8135（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 仲川 周
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区木場二丁目17番16号
【電話番号】	03-6458-8135（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 仲川 周
【縦覧に供する場所】	株式会社AlbaLink 横浜支店 （神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目12番16号遠藤ビル2階） 株式会社AlbaLink 大阪支店 （大阪府大阪市西区靱本町一丁目4番16号南平ビル9階） 株式会社AlbaLink 名古屋支店 （愛知県名古屋市中村区名駅四得丁目2番12号松陽ビル8階） 株式会社AlbaLink 大宮支店 （埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目77番1号マル星第1ビル4階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、2026年3月27日開催の第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための施策の一環として、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

減少する資本金の額

資本金の額78,390,250円を68,390,250円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額である68,390,250円をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式の総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものです。そのため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式の総数に変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではありません。

資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月1日（予定）

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第36条を新設するとともに、変更案第36条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、河田憲二、大友裕樹、仲川周、洲崎智広及び小野晃嗣を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡口瑞穂、野口剛及び竹澤大格を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務及と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件	65,321	47	13	（注）2	可決 97.00
第2号議案 定款一部変更の件	65,337	32	12	（注）2	可決 97.03
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件					
河田 憲二	65,351	28	2	（注）3	可決 97.05
大友 裕樹	65,351	28	2	（注）3	可決 97.05
仲川 周	65,341	38	2	（注）3	可決 97.03
洲崎 智広	65,341	38	2	（注）3	可決 97.03
小野 晃嗣	65,341	38	2	（注）3	可決 97.03
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
岡口 瑞穂	65,348	31	2	（注）3	可決 97.04
野口 剛	65,348	31	2	（注）3	可決 97.04
竹澤 大格	65,348	31	2	（注）3	可決 97.04
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	65,334	34	13	（注）1	可決 97.02
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	65,326	43	12	（注）1	可決 97.01

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上